

公 告

次の都市計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について小牧市に対し、意見書を提出することができる。

令和8年4月6日

小牧市長 天 野 正 基

1 都市計画の種類、名称、位置、区域及び面積

(1) 種類

尾張都市計画地区計画

(2) 名称

尾張都市計画大草年上坂地区計画

(3) 位置及び区域

小牧市大字大草の一部

(4) 面積

約9.0ha

2 縦覧場所

小牧市役所東庁舎2階都市計画課

3 縦覧期間

令和8年4月6日（月）から同月20日（月）まで（市役所の閉庁日を除く。）